

平成30年 第10回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	平成30年11月29日(木) 午後1時30分
2. 場 所	対馬市役所 別館第2会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員、齋藤委員
4. 出席者	永留教育長、八島次長兼教育総務課長、中島学校教育課長、庄司生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	阿比留課長補佐
6. 閉会日時	平成30年11月29日(木) 午後2時40分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第26号 対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱
日程第 5	議案第27号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
日程第 6	報告第13号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第 7	その他

永留教育長	<p>ただいまから、平成30年第10回対馬市教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。では、日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は吉野委員さん及び齋藤委員さんを指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>つづきまして、日程第2、「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日11月29日の1日といたします。会議運営につきまして、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3、「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。10月の23日に西部中学校、31日に美津島北部小学校の学校経営訪問を行っております。</p> <p>25、26日に九州地区のへき地小規模校の研究大会が対馬市で行われました。九州各地から多くの先生方をお迎えし、25日には全体会と課題別分散会を、26日には対馬市の4小学校と2中学校でそれぞれ授業公開を行い、分科会を行っております。私は浅海中学校の分科会に参加をいたしましたけれども、ICT機器の活用による授業が行われていて素晴らしいなと思ひました。特に、島外から来られた先生方の意見で、対馬市のICT機器の整備であるとかその活用について好評をいただいております。</p> <p>29と30日に臨時校長研修会となっておりますけれども、来年度の教職員の人事異動希望につきまして各校長から聴取を行いました。</p> <p>11月の2日に佐須奈小中学校の研究発表を行っております。研究主題が「確かな学力をはぐくむ小中連携のあり方」ということで、併設校を活用しての小中連携の研究に取り組んでいました。</p> <p>4日に防犯少年剣道大会が行われております。今年は柔道が復活をしまして、剣道、柔道、空手道の3種目で実施をされております。6日に浅海中学校の統合に関わる地区説明会を実施しました。地区の皆様の参加が十分ではありませんでしたので、再度地区ごとに説明会を実施するという方向で今進んでおります。</p>

7日に叙勲伝達と書いてありますけれども、比田勝の阿比留利男先生が88歳で高齢者叙勲を受けられていますので、その伝達を行っております。

9日は教委連の研究大会がありまして、教育委員さん方に参加をしていただきました。

10日に整備事業完了記念シンポジウムというイベントが書いてありますけれども、巖原の街中にある国指定の三史跡、一名勝、これの第1期工事、これが25年にわたって行われてきたんですけれども、その整備事業が一応終わったということで記念のシンポジウムを行っております。シンポジウムのテーマが「巖原の史跡から街づくりを考える」ということでしたけれども、話を聞いているうちに今後に向けて多くの課題、多くの宿題をもらったなというふうな感をいたしました。

15、16日に都市教育長協議会对馬で開催されております。これは3年に1回ほど各地区に回ってくる訳ですけれども、部長、課長にも参加していただいて、夜まで接待をいたしました。16日には視察研修を行いまして、文化財課の職員に案内をお願いし、城山に登って金田城を視察しております。

18日は高校PTA研修大会に対馬市教育長として挨拶をしております。途中抜けて先ほどから話題になっております九州プロレスに30分程度顔を出しました。

20日に市教頭研修会、22日に市校長研修会が行われましたけれども、ふるさと学習についての発表が中心で、ふるさと学習が各学校で充実しているなというのを感じております。

24日に「誠心の集い」が行われました。これは対馬市と滋賀県の長浜市の間で友好交流の街の提携をして20周年になるということと、雨森芳洲生誕350周年ということでそれを記念して「誠心の集い」が行われました。

26、27日、校長中間面談ですけれども、人事評価に関する校長への中間面談を行っております。

以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。

つづきまして、日程第4、議案第26号「対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

中島課長

就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱について説明させていただきます。まず、提案理由を説明いたします。現在対馬市では、就学が困難と認められる児童生徒に対し、新入学児童生徒学用品費を支給しております。今回の改正は、新入学児童生徒が学用品費を入学の前に支給することで援助が必要な児童生徒の保護者に対し、援助が必要な時期に実施されるよう所要の改正を行うものであります。それでは私が資料4ページ5ページを読み上げさせていただきますので、委員の皆様は6ページからの新旧対照表をご覧ください。対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を次のように改正いたします。第1条中、「経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対し」を削ります。第2条中、「在籍する」を「就学している」に改め、児童生徒の次に「(以下、「就学児童生徒」という。) または翌年度新たにに入学を予定する児童生徒 (以下「新入学児童生徒」という。)」を加えます。第4条中、「就学援助を受けようとする」の次に「就学児童生徒の保護」を加え、「当該児童生徒が就学している」の次に「学校の」を加えます。そして、第4条第2項の次に次の1項を加えます。「3 新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとする新入学児童生徒の保護者は、申請書に必要な書類を添えて、教育長に申出るものとする。」第5条第2項中の「校長」の次に「を経て保護者」を加え、文末に「ただし、第4条第3項の規定による申出については直接保護者に通知するものとする。」を加えます。元の第10条を第13条とし、第7条から第9条を3条ずつ繰り下げ、第6条を第8条とし、第5条の次に今から申し上げます2条を加えます。まず、認定期間について、「第6条、認定の対象となる期間は教育長がその支給を認定した日から当該認定した日の属する年度の3月末日までとする。」を加えます。次に、継続認定について、「第7条、前条の規定により、期間の満了を迎える就学児童生徒の保護者で、翌年度も引き続き援助を希望する場合は、期間満了日までにその旨を児童生徒が就学している学校の校長に申出をしなければならない。」を加えます。現行の第6条、すなわち改正案の第8条の見出しを、「就学援助費の給付」から「就学援助費の支給方法」とし、条文は「第8条、教育長は就学援助費 (医療費を除く) について、就学援助の認定を受けた者、以下受給者といいます。ただし、受給者が請求及び受領に関する一切の事務を校長に委任した時は就学援助費を校長に支給するものとする。」 「2 新入学児童生徒学用品費については、入学前に保護者へ支給する

	<p>ことができる。」 「3 医療費については直接医療機関に支給する。」 となります。第8条の次に、支給期間に関して次の1条を加えます。「第9条、就学援助費（新入学児童生徒学用品費を除く）の支給期間は、その支給を認定した日から当該支給をした日の属する年度の3月末日までとする。」「2 新入学児童生徒学用品費の支給期間については、入学前の2月1日から入学年度の5月末日までとする。」 現行の第7条、すなわち改正案の第10条の就学援助を受けている者（以下、受給者という）を受給者に改めます。さらに、現行の第9条、改正案の第12条中の「給付」を「支給」とし、「取り消した」を「取消した」に改めます。附則、この訓令は公布の日から施行します。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。質疑等はありませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>第2条の分で島っこ留学などの児童生徒も対象でしょうか。</p>
中島課長	<p>対馬市の学校に在籍している児童生徒が対象です。</p>
佐伯委員	<p>受給を受けた後に別の市区町村、県とかに異動になった場合、対応はどうするのでしょうか。</p>
中島課長	<p>これの導入にあたっては、大半の市町が事前支給を行っているんですけども、そこが問題になったところでした。児童生徒が異動するにあたっては、異動先の市町との情報交換をきちんと行うということで確認をしております。逆に漏れないかどうかとか重複がないかが問題となってくると思いますのでこの情報交換をきちんとやっていきたいと思ひます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>第8条の、ただし、から説明をもう一度、例があつたらお願ひします。</p>
中島課長	<p>現行の第6条に就学援助費は校長を経て支給をするとなっておりますけれども、実際の給付先は保護者なんです。ただし、例えば給食費とか学用品費はいったん本来なら保護者さんにお渡しして、保護者に渡ったお金を学校に納めるという手順がこの趣旨からすると必要なんです、作業の面を考えると、いったん保護者に振り込むにしても、それを学校に納めていただくというよりは直接そのお金を学校にいただく方が作業的にもスムーズな場合があります。これを行うことに関して、保護者さんの了解が得られている場合に関してはそのようにいたします。受給者が請求に関する一切の事務を校長に委任したときは就学援助費を校長に支給する、ということ</p>

	受けた文言で、他市町のもを参考にしたんですけれども。実際多くのケースでこのような手続きで運用している実態に合わせた部分がございます。
一宮委員	受給者が請求を校長に委任しますという表現が気になったもので。
永留教育長	今まで実際に校長に委任した形で事務処理をしていますよね。
一宮委員	今まではしているけど、改定案として言葉の表現をしていますから、今まではこの言葉がなかったからよかったですけど、もっといい表現はないかと思ひまして。
永留教育長	例えば修学旅行の補助金であっても、就学援助であっても、校長に対しての委任状を出して印鑑ももらったりして事務手続きをやっておりますので、校長に委任するというこでいいと思ひんですけれどもね。 「委任」という言葉が気になっていませんか。
一宮委員	はい、一切の事務を委任した、というところがですね。
八島次長	本来もらう権利のある人が誰かに委任しないと受領することができないということになりますので、委任というのは正しいです。ただ、今までその言葉がうたわれてなかったんで、ちゃんとうたいますよということでは出している。
一宮委員	委任先を校長に固定した、という理解の仕方をすればいいですよ。運用がうまくいけばいいと思ひます。
永留教育長	ここは今までのものが不十分であって、これまで運用してきた形をきちんと文言にしたという捉え方をさせていただければいいと思ひます。 ほかにありませんでしょうか。それでは、議案第26号を採決したいと思ひます。お諮りします。議案第26号「対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱」は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。つづきまして、日程第5、議案第27号「対馬市公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
庄司課長	資料9ページをお願いします。議案第27号「対馬市公民館の指定管理者の指定について」地方自治法244条の2第3項及び対馬市公民館条例第14条第1項の規定に基づき、対馬市公民館の指定

	<p>管理者を次のように指定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。また、議会の対馬市議会に提案することについて教育委員会の議決を求めるものでございます。指定管理を行う施設は、対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館で、指定管理者となる団体は対馬市厳原町久田53番地の白子区でございます。指定の期間は平成31年1月1日から2024年3月31日までの5年間でございます。提案理由といたしまして、現在指定管理をしております、白子区への指定管理期間が平成31年3月31日に満了を迎えるため、新たに指定管理者の指定を行うものです。公の施設の指定管理者の指定については地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案について教育委員会の議決をお願いするものです。また、指定管理者になる団体についてですが、対象施設は施設の設置目的等を考慮した場合、地域密着型の施設であり、地区住民の利活用及び地区による管理運営が好ましいと考えられるため対馬市公の施設の指定管理の指定手続き等に関する条例、第5条第1項第4号の規定により、公募によらない候補者として白子区を選定するものです。</p> <p>なお、この内容は平成30年11月20日に開催された対馬市指定管理者選定委員会において承認済みでございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしく願いいたします。質疑等はありませんでしょうか。
佐伯委員	白子区の所在地なんですけれども、これは区長さんの住所なのではないでしょうか。
庄司課長	ありあけ会館の所在地、地区の公民館となっておりますのでその住所でございます。
永留教育長	ほかにありませんか。ほかに質疑等ないようですから、議案第27号を採決します。お諮りします。議案第27号「対馬市公民館の指定管理者の指定について」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、日程第6、報告第13号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告を行います。事務局から報告をお願いいたします。</p>

中島課長	<p>資料は11ページから13ページ及び別紙をご参照ください。今回はまず小学校で要保護の取り消しと新規認定を2件、準要保護の取り消しを1件行っております。該当者及び認定理由等の詳細は別紙資料のとおりでございますが、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、要保護の新規認定ですが、これは元々認定を受けていた児童が保護者の転居に伴い、ほかの学校に転学したため、前の在籍校での認定を取り消し、新たな在籍校において認定をしたものです。なお、この2名は姉と弟のきょうだいで、弟は特別支援学級に在籍していましたが、転校先の小学校に同じ障害種の学級がありませんでした。そのため、同じ障害種の特別支援学級がある小学校のうち最も近い学校に転学をしたものです。来年度については、姉が通う小学校に該当の障害種に対応する特別支援学級を設置し、きょうだいと同じ学校に通えるよう対応してまいる予定でございます。また、準要保護の取り消しは対馬市外への転出によるものです。以上ご報告をいたします。</p>
永留教育長	<p>報告が終わりましたが、この件に対して質疑等はありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>やむを得ず学校が変わられるということなんですけれども、通学等は何か措置等は講じてらっしゃるのでしょうか。</p>
中島課長	<p>これについては今現在保護者が送っておられます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>もう一度説明を。どうしてきょうだいなのに姉と弟別の学校へいくことになったのでしょうか。</p>
中島課長	<p>弟が特別支援学級に在籍していたのですが、本来なら住居のある所の学校に通うところなんです、その学校に同じ障害種の特別支援学級がありませんでした。年度途中での新たな設置が難しいものですから、同じ障害種のある1番近い学校に臨時的に、今年度については残りの期間を通っていただくということになりました。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようでしたら、報告第13号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告は終了いたします。</p> <p>つづきまして、日程第7、「その他」の事項に移ります。まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思っております。お手元に12月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
八島教育総務	<p>6日木曜日、対馬市議会の定例会が開催されます。19日までの</p>

課次長	予定となっております。それから当初予算の査定があります。7日島っ子留学制度説明会を8日にかけて福岡市で行います。また、記入しておりませんが7日に総務文教常務委員会が開催されます。17日月曜日、財政課長の予算ヒアリングがあります。21日金曜日、教育委員会会議が開催予定です。28日仕事納め式の予定となっております。
永留教育長	学校教育課。
中島学校教育課長	1日に学校保健会の理事会がございます。1日と2日が佐賀県の基山町に交流事業で教育長と私で鶏知中学校と巖原中学校の生徒の引率として行ってまいります。これは昨年、明治150年記念事業の一環で基山町の小中学生が対馬を訪れています。逆に今度は対馬から基山を訪れて交流を図ろうというものです。賀島兵助さんのご縁でこの事業を行うものです。3日が教科指導法改善研修会、これは2会場でございますが、教科は英語でございます。それと栄養教諭研修の学校訪問があります。鶏鳴小学校と巖原小学校です。4日が定例の校長会です。巡回教育相談が5日まで2日間ございます。6日が定例教頭会です。7日が事務職員等の研修会。等とあるのは学校によっては教頭先生がされているところもありますので事務職員等という表現になっております。7日が新任校長校訪問で、大船越中学校を訪問いたします。10日が第2回の教育支援委員会で次年度新たに特別支援学級に入る予定のお子さん、またはその反対、または支援学級の種類が変わる予定のお子さん、通級指導教室に新たに入るお子さん、こういう児童生徒についての検討を行う会議です。同日に南署管内の学警連がございます。11日に新任養護教諭の学校訪問です。今年度2名の新任養護教諭がいますが、2校を県教委とともに訪問いたします。12日が養護教諭部会の評議委員会、それと第2回の図書館支援員研修会。図書館支援員研修会は年2回行っていますが、2回目は例年学校を実際に訪問して現地での研修を行っております。17日と18日の2日間は臨時校長研修会。冒頭に教育長の10月の行動報告でもございましたけれども、人事のヒアリングの2回目でございます。21日が学校の終業式の予定です。
永留教育長	生涯学習課。
庄司生涯学習課長	2日に上対馬総合センターにおいて、じんけんを考えるつどい in 対馬を開催します。本日チラシを配布させていただいておりますが、上対馬町太鼓保存会の太鼓演奏を皮切りに豊小学校の人権発

	<p>表、西南女学院大学の中島教授によります講演、中学生によります人権作文発表を行います。9日に上対馬町子ども会親善球技大会が開催されます。小学校4年生から6年生が対象で、種目はアヒルホッケー、スポレック、ストラックアウトなど気軽に参加できる種目となっております。16日には対馬縦断駅伝大会が開催されます。今年から2区が佐須奈佐護間のトンネルの開通に伴いまして、新しいコースになります。また、ゴール地点を昨年までの巖原合同庁舎先の交差点から巖原西の浜の中島水産前に変更しております。</p>
永留教育長	文化財課お願いします。
小島文化財課長	<p>7日は新年度予算要求にかかる財政課ヒアリングとなっております。17日から18日にかけて対馬藩お船江跡総合保全検討委員会を開催します。今回は文化庁から調査官をお招きして国指定に向けた具申書体成等について指導をお願いするほか、国指定か所の保全活用計画等について協議をお願いする予定です。19日は海神社所有の重要文化財であります銅造如来立像の保管方法等について文化庁それから所有者と協議を行う予定としております。課の月間業務といたしましては、対馬藩お船江跡総合保全検討委員会開催に向けた準備、重要文化財の防犯防災対策にかかる文化庁協議の準備のほか、新年度予算要求資料の作成等が主なものでございます。併せて対馬藩主宗家墓所の保存整備事業の整備が終わりましたので、その整備報告書の作成を進めていく予定としております。</p>
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。
佐伯委員	学校教育課で冬休みの完全閉校日を教えていただきたいです。文化財課には仏像返還の日韓の意見交換について状況が分かれば教えていただきたい。
中島課長	冬休みは閉校日はない、平日は誰かいる形ですね。29日から3日までは年末年始で休みです。
小島課長	11月24日に韓国で韓国側と日本側の専門家を招いて意見交換会を催したという情報をいただきました。その中で来年できれば対馬で関係者協議を持てたらという提案もされているようです。この情報について所有者と情報共有してくださいというようなことでお伝えいただきましたので、文化財課から所有者に情報を提供しています。
永留教育長	<p>別件ありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、文化財課は月間業務を書きいただいております。</p>

	ます。ほかの課もよろしく申し上げます。
一宮委員	お尋ねが1点ありました。教育総務課が島っこ留学制度の説明会を7、8日とされるようですけれども、具体的な内容を教えてほしいです。
阿比留課長補佐	島っこ留学の事前訪問とか体験留学に来られない方々がいらっしゃいますので、福岡を1番のターゲット地域と捉えて取り組みを進めております関係上、福岡事務所がある場所において、制度の説明を主な内容とする説明会を実施します。 また、今回募集をいたします留学生の入る学校や地域の説明とか、里親の説明とかプロジェクターで写真を見せながら説明を行っていくものです。
一宮委員	制度の説明につきまして、私たちがきちんとした説明はおそらく受けてないような。島っこ制度の骨子なり内容なりが私たち委員もわかっていた方がいいかなと。
永留教育長	次回の教育委員会会議にでも改めて説明をするということで進めたいと思います。 事務局から「その他」で何かありませんでしょうか。ないようでしたら、委員さん方から何か「その他」でありませんか。
一宮委員	教育長行動表のところでご説明いただきました、22日の市校長研修会でふるさと学習の発表があったということで聞きましたけれども、可能な限り私たちも参加して校長先生方の意見を拝聴できればという機会があってもいいのではないかという話題がどこかであった気がするんですけれども。次年度に向けてどうなのでしょう。
永留教育長	案内をするのは構わないと思うのですが、年度末にかけて相談してもいいと思っているんですけれども、例えば4月に市の校長会をやってその中で4課の今年度の具体的な取り組み等の説明を行うんです。それを受けて2月にこの総括的なことをやるんです。少なくとも4月の校長会には教育委員さん方も一緒に参加をしていただいて、一緒に4課の今年度の取り組みを聞いていただくとよりわかりやすいのではないかと思います。今年度は2月か3月くらいの教育委員会会議で教育委員さん方の参加していただく確認をお互いしたらどうかと思っています。ただ、そうなった時に来年度に向けての予算の確保はしておりませんが、必要があれば補正等で確保していけるのではないかと思いますけれども。 (担当課「費用弁償については大丈夫かと思われます」) そうした

	<p>ら、一宮委員さんが言われるように、校長研修会への参加であるとかお互い確認をしたいと思いますので。</p> <p>別件ありませんでしょうか。ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。</p>
阿比留課長補佐	<p>(次回開催日程について。会場で議論…中略) 12月の教育委員会会議は皆さまのご都合を聞いて改めてご連絡という形にしたいと思います。</p>
永留教育長	<p>それでは再度日程調整をして連絡をするという形にいたします。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上をもちまして、平成30年第10回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。</p>

<p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p>			
平成	年	月	日
		委 員	(自署)
		委 員	(自署)